

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】 ○ 特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請 ○ 自然公園における公園事業の決定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退 【公告】 ○ 第五十五回採石業務管理者試験の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【教育委員会】 ○ 岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)		環境管理課 自然環境課 障害福祉課 〃 〃 河川課 建築指導課 教育委員会	
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第三百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和八年八月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 山陽化学産業株式会社

住 所 兵庫県明石市本町一丁目1番24号

氏 名 代表取締役 高木 浩二

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 山陽化学産業株式会社 阿哲工場

所在地 新見市正田163

令和8年8月10日 岡山県公報 第12827号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止		変 更 前		変 更 後		変 更 前	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		フィルタープレス (ろ過装置)⑥		フィルタープレス (ろ過装置)③		フィルタープレス (ろ過装置)①		フィルタープレス (ろ過装置)①		フィルタープレス (ろ過装置)④	
種 類		26ーロ 無機顔料製 造業の用に供するろ 過施設		27ーイ その他無機 化学工業製品製造業 の用に供するろ過施 設		26ーロ 無機顔料製 造業の用に供するろ 過施設		同左		同左	
能 力		5 m³/H		3 m³/H		同左		同左		5 m³/H	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和8年10月8日		—		—		許可後直ちに		—	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和8年12月10日		—		—		許可後直ちに		—	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和8年12月15日		—		—		許可後直ちに		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間 60分中30分ろ過		24時間 30分中15分ろ過		同左		同左		24時間 60分中30分ろ過	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³/日)	55	60	36	42	同左		28	30	60	70
	p H	7～8	7～8	同左				同左		同左	
	B O D (mg/L)	150	200								
	C O D (mg/L)	95	100								
	S S (mg/L)	210	250								
	油 分 (mg/L)	48	50								
	T－N (mg/L)	1.2	1.3								
	T－P (mg/L)	0.03	0.05								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和8年8月10日 岡山県公報 第12827号

区 分		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		フィルタープレス (ろ過装置)④		フィルタープレス (ろ過装置)⑤		フィルタープレス (ろ過装置)⑤	
種 類		26ーロ 無機顔料製造業の用に供するろ過施設		同左		同左	
能 力		5 m ³ /H		10m ³ /H		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間 60分中30分ろ過		24時間 90分中30分ろ過		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	55	60	125	130	105	120
	p H	7～8	7～8	同左		同左	
	B O D (mg/L)	150	200				
	C O D (mg/L)	95	100				
	S S (mg/L)	210	250				
	油 分 (mg/L)	48	50				
	T－N (mg/L)	1.2	1.3				
	T－P (mg/L)	0.03	0.05				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和 8 年 8 月 1 0 日 岡山県公報 第 1 2 8 2 7 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和 8 年 8 月 10 日から同月 31 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び新見市役所

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第三百六十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第二項の規定により、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業を次のとおり決定した。

令和八年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公園事業の名称及び種類

だるが峰野営場

二 事業地

英田郡西栗倉村大茅

三 規模

区域面積 九・三ヘクタール

最大宿泊者数 二〇〇人／日

◎岡山県告示第三百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年八月十日

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

こんこうファーマシー薬局

浅口市金光町占見新田七四〇―二

調剤

令和八年六月一日

訪問看護リハビリテーションほのか浅口

浅口市金光町占見新田四五五―三

訪問看護（腎臓）

令和八年八月一日

◎岡山県告示第三百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。
令和八年八月十日

指定を更新した医療機関		岡山県知事	
名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	更 新 年 月 日
独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六	整形外科	令和八年八月一日
小野薬局宇野店	玉野市宇野一丁目二二―二五	調剤	令和八年八月一日
株式会社池田薬局	津山市二宮八一―二	調剤	令和八年八月一日
くるみ薬局	瀬戸内市邑久町山田庄二二―一一	調剤	令和八年八月一日
株式会社服部薬局志戸部店	津山市志戸部六五一―六	調剤	令和八年八月一日
ハロー薬局尾張店	瀬戸内市邑久町尾張一三四六―六	調剤	令和八年八月一日

◎岡山県告示第百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和八年八月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

さとう記念病院

勝田郡勝央町黒土四五

腎臓に関する医療

令和八年六月三十日

さとう記念病院訪問看護ステーション

勝田郡勝央町黒土四五

腎臓に関する医療

令和八年六月三十日

〔三六一〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十五回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和八年八月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地

テクノサポート岡山 研修室一

二 試験期日

令和八年十月九日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書等の受付期間

令和八年八月十日（月曜日）から同年九月九日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書等の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千円（収納専用窓口で手数料を納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。以下同じ。）、岡山市下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六―二二六―七四七八）又は各県民局建設部に行うこと。

〔三六二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字土井相一〇八六番一、一〇八六番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山三五番地一シャーマゾンきびじ二一〇

平松 真一

三 許可年月日及び許可番号

令和八年五月二十八日岡山県指令建指第四九号

◎岡山県教育委員会規則第十二号

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年八月十日

岡山県教育委員会

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則（昭和三十年岡山県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二特例による入学許可率の欄中「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に岡山県立高等学校（以下「高等学校」という。）に在学している者で施行日以後引き続きその高等学校に在学するものについては、なお従前の例による。

3 施行日以後において高等学校に転学、転科若しくは編入学をしようとする者又は転学、転科若しくは編入学をした者については、当該者の属すべき又は属する年次の在学者に適用される規定の例による。